

お知らせ

日本脳炎ワクチンの接種勸奨が再開されました

日本脳炎予防接種は、令和3年の一部期間において、ワクチンの製造が一時停止したことにより、予約が取りづらな状況が生じました。ワクチンの安定供給の観点から、第1期初回（2回接種）未接種の方を優先的に接種するようお願いしてきましたが、令和4年度から第1期追加・第2期の接種勸奨を再開しました。

令和4年度前半は、これまで接種をお待ちいただいていた対象者による接種希望が多数生じる可能性があります。令和4年度は十分な量のワクチンの供給が見込まれることから、予約が取りづらい状況が生じた場合は、一定期間をおいて予約する等のご対応をお願いいたします。

日本脳炎ワクチンの予防接種の予約票を紛失した方は、母子健康手帳を持参し、健康管理課窓口にて再発行の手続きをお願いします。

☎健康管理課（2階）
(20)1574 FAX(20)1600

太陽光発電設備を設置する場合は事前協議が必要です

発電出力10kW以上の太陽光発電設備（土地に自立して設置するものに限る）を設置する場合は、「茂原市太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱」に基づき住民への説明会等を実施した上で、着手の60日前までに市と事前協議等が必要です。

☎閩都市計画課（8階）
(20)1546 FAX(20)1606

土地の埋立てには手続きが必要で

土砂等により300㎡以上の区域の埋立て等を行う場合は、許可申請が必要です。なお、原則、再生土（※）の埋立て等はできません。

※再生土Ⅱ燃え殻や汚泥などの産業廃棄物を処理して製造された、土砂と同様の形状を有するもの。

◆土地所有者の皆さんへ

無許可での埋立てやそれに伴う周辺への影響には、行為者だけでなく、土地所有者にも責任が生じますので、安易な土地の提供はやめましょう。汚染された土砂等による埋

立て等が行われた場合、原状回復に莫大な費用と時間がかかります。埋立て事業に土地を提供するときは、埋立て面積や事業期間、土砂等の発生元、堆積構造など計画の詳細を十分に確認しましょう。

また、定期的に現場を見回り、事業が計画通り施工されているかを確認し、土地の管理を適切に行いましょう。

☎閩環境保全課（6階）
(20)1504 FAX(20)1604

交通事故などで保険証を使用する場合は届け出を

交通事故など、第三者の行為によりけがをして医療機関等を受診する場合、必ずその医療機関等へ負傷原因を伝えてください。

治療について国民健康保険証を使用することは可能ですが、その際は必ず市へご連絡いただき、その後「第三者の行為による傷病届（交通事故証明書の添付が必要）」等の届け出をお願いします。

第三者行為によるけがの医療費は、本来加害者が負担するものです。一時的に医療費の一部を市が立て替えますが、

市が負担すべきでない医療費について、その届け出により加害者や損害保険会社に過失割合に応じた額を請求します。国保財政の適正な運用のため、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

☎閩国保年金課（2階）
(20)1503 FAX(20)1600

負傷原因調査にご協力をお願いします

市では、適正な保険給付のため、診療報酬明細書等とともに負傷原因調査を行っていただきます。この調査は、負傷により国民健康保険証を使用して医療機関等で治療を受けた場合に、その負傷の原因が第三者の行為によるものかを確認するためのものです。

負傷原因が第三者行為に該当していた場合は、別途届け出が必要になります。皆さんのご協力をお願いします。

☎閩国保年金課（2階）
(20)1503 FAX(20)1600

県税納付のご協力をお願いします

千葉県税は、市会計課・本納支所でも納付することがで

きます。納付金額の2%が県から委託金として交付され、市の歳入となりますので、ご協力をお願いします。

取り扱い県税は、普通自動車税・不動産取得税・法人県民税・個人事業税・法人事業税です。

☎閩会計課（2階）
(20)1576 FAX(20)1609

自動車税（種別割）は納期限までに納めましょう

自動車税（種別割）の納期限は5月31日①です。5月2日②に自動車税事務所から納税通知書が送付されますので、納期限までに納めましょう。

金融機関窓口やコンビニエンスストア以外にも、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマートフォンで「モバイルレジアプリ」や「Pay Pay」等のアプリを利用することで24時間いつでも納付が可能です。

詳しくは納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

☎閩茂原県税事務所
(22)1721 FAX(22)1759